

規約文言の一部文字化けの修正につきまして

2021年10月5日

株式会社 インゼルサラブレッドクラブ

代表取締役 大住 拓哉

弊社ホームページに掲載しております「500口、50口会員規約」(URL:[kiyaku_500_50_2021.pdf\(inseltc.com\)](http://kiyaku_500_50_2021.pdf(inseltc.com)))及び「Insel Fun Fund 2021 会員規約」(URL:[kiyaku_IFF2021.pdf\(inseltc.com\)](http://kiyaku_IFF2021.pdf(inseltc.com)))につきまして、重要事項説明における以下の箇所にあきらかな誤植がありましたので、訂正し、お詫び申し上げます。

誤：10%?40%

正：10%~40%

◎ 本商品投資契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者（「愛馬会法人」及び「クラブ法人」を包括的にさし、以下「営業者」といいます）の報酬は、当該出資馬が獲得した賞金・褒賞金の5%（その他では、賞品売却分配金、サラブレッドオークションに関わる事務経費22,000円（消費税込）、及び、競走馬・種牡馬として売却する場合〔種牡馬賃貸契約を含む〕には純利益金が500万円を超える場合、累進計算により段階的に10%?40%）です。なお、賞金に関わる諸手当のうち特別出走手当及びその他事故見舞金等収入について、営業者報酬はありません。会員の出資としては、競走馬の代金に相当する競走馬出資金納入のほか、競走馬の維持費相当額等を毎月追加出資する仕組みとなります。

図1 「500口、50口会員規約」(誤) P2より抜粋

◎ 本商品投資契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者（「愛馬会法人」及び「クラブ法人」を包括的にさし、以下「営業者」といいます）の報酬は、当該出資馬が獲得した賞金・褒賞金の5%（その他では、賞品売却分配金、サラブレッドオークションに関わる事務経費22,000円（消費税込）、及び、競走馬・種牡馬として売却する場合〔種牡馬賃貸契約を含む〕には純利益金が500万円を超える場合、累進計算により段階的に10%~40%）です。なお、賞金に関わる諸手当のうち特別出走手当及びその他事故見舞金等収入について、営業者報酬はありません。会員の出資としては、競走馬の代金に相当する競走馬出資金納入のほか、競走馬の維持費相当額等を毎月追加出資する仕組みとなります。

図2 「500口、50口会員規約」(正) P2より抜粋

◎ 本商品投資契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者（「愛馬会法人」及び「クラブ法人」を包括的にさし、以下「営業者」といいます）の報酬は、当該出資馬が獲得した賞金・褒賞金の5%（その他では、賞品売却分配金、サラブレッドオークションに関わる事務経費22,000円（消費税込）、及び競走馬・種牡馬として売却する場合〔種牡馬賃貸契約を含む〕には純利益金が500万円を超える場合、累進計算により段階的に10%?40%）です。なお、賞金に関わる諸手当のうち特別出走手当及びその他事故見舞金等収入について、営業者報酬はありません。会員の出資としては、当該出資馬の代金に相当する競走馬出資金納入のほか、競走馬の維持費相当額等を追加出資する仕組みとなります。

図3 「Insel Fun Fund 2021 会員規約」(誤) P2より抜粋

◎ 本商品投資契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者（「愛馬会法人」及び「クラブ法人」を包括的にさし、以下「営業者」といいます）の報酬は、当該出資馬が獲得した賞金・褒賞金の5%（その他では、賞品売却分配金、サラブレッドオークションに関わる事務経費22,000円（消費税込）、及び競走馬・種牡馬として売却する場合〔種牡馬賃貸契約を含む〕には純利益金が500万円を超える場合、累進計算により段階的に10%~40%）です。なお、賞金に関わる諸手当のうち特別出走手当及びその他事故見舞金等収入について、営業者報酬はありません。会員の出資としては、当該出資馬の代金に相当する競走馬出資金納入のほか、競走馬の維持費相当額等を追加出資する仕組みとなります。

図4 「Insel Fun Fund 2021 会員規約」(正) P2より抜粋